

最高検察庁による精神鑑定書例に関する私見

中 谷 陽 二

Yoji Nakatani: Proposal of the Supreme Public Prosecutor's Office
on the Forensic Psychiatric Evidence Form: A Personal View

<索引用語: 精神鑑定, 最高検察庁, 裁判員制度>

<Key words: forensic psychiatric evidence, Supreme Public Prosecutor's Office,
saibanin-trial>

1. はじめに

刑事事件の被疑者・被告人に精神障害が疑われる場合、刑事責任能力を判断するために精神鑑定が広く行われてきた。精神鑑定は従来、検察官が捜査段階で被疑者の起訴・不起訴を決定するために行う「起訴前鑑定」と、起訴後つまり公判において被告人の責任能力が問題とされた場合に行う「公判鑑定」に分けられた。さらに起訴前鑑定には、裁判所の許可により2, 3カ月の鑑定留置期間を置く「本鑑定(または正式鑑定)」と、被疑者の同意のもとで短時日に行う「簡易鑑定」があった。起訴前鑑定、本鑑定のいずれの場合も結果は精神鑑定書のかたちで書面により報告されるのが通例であったが、その書式は機関や個人によってさまざまで、全国的に統一したものは存在しなかった。

ところで、裁判員制度の実施に伴って精神鑑定のあり方が変わっている。裁判員裁判では公判の開始に先立って争点をあらかじめ整理して絞り込むための公判前整理手続が行われ、精神鑑定も通常は公判前整理手続の段階で行われるかたちとな

る(以下、「公判前鑑定」)。裁判員裁判に適した精神鑑定の方式や書式が求められている。

このような流れを受けて、最高検察庁から精神鑑定書例が公表された(以下、「鑑定書例」)。精神鑑定に従事してきた立場からみて疑問点が少なくないと思われるので、私見を述べて討論に供したい。

最高検察庁では、司法精神医学を専門とする精神科医の参加を得て裁判員裁判における責任能力の立証の在り方について研究し、2008年5月、その成果として精神鑑定書の例を作成、公表した。その内容と趣旨は、最高検察庁裁判員公判部の高嶋による論文⁶⁾で明らかにされている(ただし、論文中の意見にわたる部分は高嶋の私見とされており、全体が最高検の公式見解というわけではない)。以下、高嶋論文および裁判官の立場からの青柳¹⁾、稗田²⁾、岡田⁴⁾の報告をもとに鑑定書例について検討する。

2. 鑑定書例の性格について

鑑定書例の用途、つまりどのような場面での使

用を想定したものかについては、捜査段階での検察官の嘱託による本鑑定を念頭に置いたもので、簡易鑑定や起訴後に実施される精神鑑定を念頭に置いたものではないと説明されている⁶⁾。つまり、検察官が起訴・不起訴の処分の判断材料を得るために精神科医に嘱託する鑑定の書式として位置づけられている。しかし他方では、裁判員制度のもとで「裁判員にわかりやすい精神鑑定の立証が不可欠」であり、そのような目的にそって鑑定書例が作成されたと述べられている。このことから、鑑定書例が、検察官による起訴・不起訴の判断材料としてばかりでなく、裁判の証拠としても使用されることを想定してつくられていることが明らかである。第一の疑問はこの点にある。

そこでまず、裁判員制度のもとでの精神鑑定の実施について確認したい。最高裁判所の青柳の論文⁷⁾を参照すると以下の流れとなる。裁判の証拠や争点を事前に整理する「公判前整理手続」のなかで鑑定手続実施決定がなされて鑑定作業が進められ、その経過および結果の報告は開廷される公判において報告される。つまり決定が下されなければ公判前鑑定は実施されないのであるが、その要否の判断にあたって、当事者に「精神鑑定の必要性を具体的に主張してもらう」必要があるという。それは、(ア)精神障害の存在、その具体的内容と根拠、(イ)精神障害が犯行にどのように影響しているのか、(ウ)事理弁識能力または行動制御能力が著しく減弱していたか、あるいは喪失していたか、に関してである。訴追側が精神障害性をまったく問題にせず、簡易鑑定すら実施していないケースでは、弁護側から犯行前の不自然な行動や病歴などの鑑定の必要性を基礎づける事実が主張されることで鑑定の要否判断が可能になる場合がある。それに対して、捜査段階で、中立的な鑑定人による正式の鑑定（本鑑定）が行われている場合、弁護側がその結果を争って公判前整理手続段階でさらなる鑑定を求めるには、医師の意見書などを疎明資料（ある事実について裁判官に確からしさの心証を与えるための資料）として具体的な主張をする必要があるという。

要約すればこのように言える。捜査段階で検察官の嘱託による本鑑定が施行されている場合でも、公判前整理手続において弁護側が新たな鑑定つまり公判前鑑定を請求することができる。しかしそのためには上記の(ア)(イ)(ウ)の項目に関して鑑定の必要性を具体的に主張しなければならない。

それでは「具体的な主張」とは何を要求しているのだろうか。この点は青柳論文では必ずしも明確ではない。「統合失調症に罹患していた疑いが強い」といった推定では足りず、診断や弁識・制御能力の存否について確定的に示さなければならないという意味であろうか。もしそうであるなら、(ア)(イ)(ウ)を一瞥すれば明らかのように、これらは鑑定を実施して初めて知り得る内容である。精神医学の門外漢である弁護人が、精神障害の診断や、精神障害が犯行に与えた影響について独自に判断せよというのであろうか。医師の意見書を疎明資料として付すことができるというが、その効力は実際上きわめて限られたものでしかない。筆者がこれまで弁護人の依頼で行った意見書作成の経験では、30分程度、一般面会人としての窓越しの面接が1回許可されるのみで、身体的検査はもとより心理検査の施行もほとんど不可能である。このような制約のもとで、診断や犯行時の精神状態に関して、捜査段階で2、3カ月の鑑定留置を費やして施行された本鑑定に対抗し得る見解を示すことはきわめて困難である。

結局、(ア)(イ)(ウ)に関して確定的に述べよというのであれば、「実験をする前に実験結果を示せ」と言うに等しい。つまり、捜査段階で本鑑定が施行され、その結果が公判前整理手続のなかで検察官から提出された場合、あらためて公判前鑑定の実施が決定されるには高いハードルが設定されているように思われる。ここには、裁判所が独自の公判前鑑定を行うよりも捜査段階の鑑定でそれを代用しようとする姿勢が垣間見える。実際、東京地方裁判所の稗田⁸⁾は、「公判審理段階での精神鑑定や複数鑑定を避けるための方策」のひとつに「捜査段階の正式鑑定の活用」をあげている。このことは検察庁が鑑定書例を裁判員裁判での使用

表 最高検察庁の精神鑑定書例（文献6より事項のみを抜粋して引用）

1. 被疑者
2. 鑑定事項
3. 鑑定主文
4. 診断（解説）
5. 総合評価
6. 鑑定日付 鑑定人署名
別紙1 診断の根拠等
犯行時診断
現在時診断
上記診断を支持する主たる所見等：
(ア) 現在被疑者に認められる所見
(イ) これまでに被疑者に認められたとされる症状
(ウ) DSM-IV-TR による診断
詐病の可能性について
病歴等
治療の必要性その他参考事項
鑑定経過等
1 鑑定日時
2 鑑定助手
別紙2 犯行前後の経緯等
別紙3 犯行時の善悪の判断能力・行動制御能力に関する着眼点の整理
a 動機了解可能性/不可能性
b 犯行の計画性・突発性
c 行為の意味・性質、反道徳性、違法性の認識
d 精神障害による免責の可能性の認識
e 犯行の人格異質性
f 犯行の一貫性、合目的性
g 犯行後の自己防御・危険回避的行動

を想定して作成していることとまさ符号する。

筆者は、このように裁判所と検察庁が足並みを揃えるかのようにして進めている方向性に関して危惧を覚える。もちろん、捜査段階での本鑑定（正式鑑定）や簡易鑑定はいちがいに否定されるものではなく、特に医療への早期導入が必要な被疑者に関しては有益な方式である。また、公判前整理手続で弁護側が安易に鑑定請求を行うことがあれば、それも好ましくない。しかし裁判所が明確に「捜査段階の正式鑑定の活用」の方針を採用するとなると、捜査段階での鑑定が、起訴・不起訴の判断材料という本来の役割を越え、裁判での責任能力の判断材料としてルーチンの用いられるおそれが多分にある。これを裁判所の検察に対

する“下駄預け”と言っては言い過ぎであろうか。日本では従来、心神喪失・心神耗弱の認定の圧倒的多数が検察の段階でなされ、責任能力判断の主要な舞台が裁判所から検察に移行しているという「前倒し判断」が刑法学者によって指摘されてきた³⁾。裁判員制度のもとでは、中立性がより担保される公判前鑑定こそ“活用”されるべきである。捜査段階での鑑定では「弁護人による被告人に有利な鑑定資料の提供」⁴⁾などにより鑑定の中立性が保証されるというが、筆者の見聞する限りでは中立性が疑問に思われる鑑定が少なくない。現状では、捜査段階の本鑑定と公判前鑑定の関係については不確定要素が多く、裁判所の今後の姿勢を注視したい。

3. 鑑定書例の内容について

以上で述べたように、鑑定書例は裁判員裁判で証拠として使用されることを想定して作成されたものである。そこで次に、裁判員裁判で鑑定書例を用いた鑑定が証拠とされた場合、どのような事態が生じるかについて検討したい。鑑定書例にはA案とB案があり、形式は異なるが、鑑定書に盛り込むべき事項は同一である。参考のため事項のみを抜粋して表に示す。

(1) 責任能力の記載

鑑定事項として、犯行当時に精神障害が存在し、その精神障害が犯行に影響したことが肯定される場合、「犯行当時における被疑者の善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力の有無及びその程度」について記載するかたちとなっている。これは言うまでもなく刑法39条について大審院昭和6年判決が示したいわゆる弁識能力と制御能力に相当する。鑑定書例では、精神障害がこれらの能力に“与えた影響”にとどまらず、それぞれの能力の有無、程度そのものが鑑定事項とされており、心神喪失・心神耗弱という言葉を使わないにせよ、鑑定人は責任能力について直截に意見を述べるかたちとなっている。

法的概念である責任能力に関して経験科学者で

ある鑑定人がどこまで踏み込むかは司法精神医学の根本問題であり、多様な意見が存在する。その委細は別として、最近の裁判所の姿勢について青柳¹⁾は、「鑑定意見には心神喪失などの法律判断は明示すべきでないとの意見が強い」と述べている。公表されている最高裁司法研修所の研究報告⁵⁾でも、「鑑定意見は少なくとも、心神喪失などの法律判断を結論として明示することは避ける」、「鑑定事項は犯行時の精神障害の有無・程度といった医学的所見、精神障害が犯行に与えた影響について精神医学の見地から推認できる事実で、おおむね足りる」とされている。

このように、裁判所は、鑑定人に責任能力判断の明示を求めないことを方針としている。従って、責任能力の有無・程度を明示した鑑定結果が裁判に提出された場合、裁判所の方針とは明らかに矛盾した事態が生じることになる。もし裁判員には責任能力の記載を伏せて提示するというのであれば、それは裁判員に対して情報をあえて制限することになり、裁判員制度の意義を損なうことにもなるであろう。

高嶋⁶⁾は、責任能力の判断は最終的に裁判所が行うにしても、その際の判断資料として鑑定医の意見が大きな重みを有することを、鑑定医に判断・意見を求める理由としてあげている。しかし、鑑定医の意見が重要であることと、責任能力に直接言及することとはあくまで別問題である。

(2) 構成

鑑定書例の構成の特徴は「別紙方式」をとっていることである。表に示したように、「被疑者」から「鑑定人署名」までの本文と、別紙1「診断の根拠等」、別紙2「犯行前後の経緯等」、別紙3「犯行時の善悪の判断能力・行動制御能力に関する着目点の整理」から全体が構成される。

別紙方式をとる理由を高嶋⁶⁾は次のように説明している。裁判員裁判では、公判前整理手続で争点とされなかった事項については必要最小限の立証で足り、他方、争点とされた事項については十分な立証をしなければならない。鑑定書の一部の

事項のみが争点とされた場合、その点を手厚く立証する必要があるが、その他の事項は結論のみ記載されていれば足りることが多い。本文では必要となる最小限の事項の記載にとどめ、それに関する理由などの詳細は別紙に譲り、公判においては、争点に応じて、別紙の必要な部分を抄本化して提出するという。その例として、犯行時に統合失調症であった点に争いが無い場合は、診断の立証は裁判員を情報過多の状態に置き、結果的に争点に関する証拠の理解を困難にするといった場合があげられている。

要するに、たとえば争点が診断ではなく、犯行時の精神状態や判断能力に関わる場合、裁判員には別紙2と別紙3が抄本化して示されるが、別紙1に記載された現在の所見や病歴は示されないわけである。病歴や鑑定時の所見について裁判員が得る情報は本文の「診断(解説)」のごく簡単な記載のみということになる。

この“結論切り取り”とも言うべき方式は、裁判員の負担を軽くし、理解を容易にすることが目的とされている。しかし、果たしてそうであろうか。犯行の行動は、その人の生活史、病歴、性格、症状などを詳しく知ったうえで初めて理解できるものである。たとえば、うつ病の母親が子どもを殺害した事例では、犯行時における大うつ病性障害という診断やその重症度だけでなく、病前性格と発病状況、家族関係、さらには出産以降の育児の負荷の積み重ねなど、背景要因を明らかにすることによって、拡大自殺に至った道筋がよりよく理解される。裁判員自身も、疾患の診断基準が形式的に満たされるかではなく、被告人の人間像を具体的かつトータルに知りたいと望むのではないであろうか。

従来の公判鑑定に関わってきた筆者の経験では、鑑定書提出後の法廷における証人尋問で、鑑定の結論部分、特に犯行時という限られた時間帯での弁識能力、制御能力にピンポイント的に質問が集中する傾向があった。苦労して情報を収集してまとめた病歴や面接所見がどこまで読まれ、検討されたのか、疑問を覚えたことが少なくない。他方、

結論を導いたプロセスの説明がなく、特定の結論へいきなり飛躍している鑑定書でも、結論の内容次第では裁判所に採用される例を見聞する。司法判断に資することが精神鑑定の最終目的であることを考えれば、結論重視は法律家にとって当然なのかもしれない。しかし法律の論理よりも市民の常識や生活感覚をもとに発想する裁判員にとっては必ずしもそうではない。

鑑定の所用時間の長さや鑑定書の分量の多さ、難解さが支障をきたしている現状⁴⁾も確かに理解できる。しかし他方で、簡便さ、簡潔さが情報を狭め、診断精度を低めることも考慮しなければならない。無用な長文は慎むにしても、診断学的に正確で、なおかつ裁判員が馴染みやすい物語性のある記述の構成が推奨されるべきである。

(3) 判断能力・制御能力に関する着眼点(7項目)について

別紙3「犯行時の善悪の判断能力・行動の制御能力に関する着眼点の整理」には7つの項目が設けられている。高嶋⁶⁾によれば、この7項目は、責任能力を判断する際に重要な事項を時系列的に並べた、責任能力に関する結論を支える重要な部分として位置づけられる。精神科医が提唱したものを踏まえたときされるが、精神医学的考察に沿うものであるのか、疑問なしとしない。筆者が経験した事例にそって考えてみたい。

医療観察法の鑑定で、対象者は30代前半の男性である。10年ほど前に勤めていた飲食店の客(面識程度の関係)が、自分がその後転職するたびに職場に現れては悪口を言いふらし、勤務を妨害したという妄想が体系化され、その人を殺害した。対象行為の1年前から殺意を抱き、相手の居場所を探して突き止め、数度にわたり現場を下見し、ビデオカメラまで用いて相手の行動を事前調査した。行為の前夜から相手の居宅前に車で潜み、戸外に現れた相手をいきなり襲って刺殺した。地元の警察署の所在地をあらかじめ調べ、犯行現場から直行して自首した。行為に関しては、人を殺すことが法律で禁止されていることはわかっているが、

「相手から長年の精神的圧迫で人生をメチャクチャにされた」ことを思えば、殺して当然だと主張し、反省はまったく見られない。

このような体系化された妄想をもつ触法事例では、過剰な計画性と一貫性、そして違法であることを弁えながら徹底した他害行為を実行したところに深い病理が看取される。そしてこの病理について考察し、説得力をもって記述するところに鑑定人の手腕が発揮される。それではこの事例を7項目に沿って評価するとどうなるであろうか。特に問題になるのは項目のb, c, fである。現場を繰り返し下見し、相手の行動を把握するなど、きわめて周到に準備しており、行為は突発的ではなく、「犯行の計画性」は十分に認められる。殺害の実現に向けて躊躇なく行動し、警察署への出頭も事前に予定しており、「行為の違法性の認識」、「犯行の一貫性・合目的性」も明瞭である。さらにそこから精神病理に深く踏み込んで考察しようとする、7項目の構成ははなはだ不都合である。「計画性はあった。ただし…」、「違法性の認識はあった。ただし…」という但し書きで記述することもできるが、あえてそうしてまで7項目が必要であろうか。

7項目を設定されることで、鑑定人は知らず知らず思考を枠付けされ、重要なポイントを見落としてしまう危険がある。鑑定において何を着眼点とするかは鑑定人自身の知識、臨床経験、相互研鑽によって習得され、共有されるものであり、その点にこそ司法精神医学の存在意義がある。

4. おわりに

鑑定書例は具体案を提示したものとして評価されるが、述べてきたように、精神鑑定に対する司法側の見解や期待が色濃く刻まれているという印象を否めない。非法律家である裁判員に「わかりやすい」ことを目指しながら、実質はむしろ裁判官や検察官にとって「わかりやすい」、あるいは「使いやすい」内容ではないであろうか。筆者が特に危惧するのは、鑑定書例を用いた鑑定が、起訴・不起訴の判断材料としてばかりでなく、裁判

の証拠としてもルーチン的に利用されていく可能性である。裁判員制度のもとでは公判前鑑定を積極的に行い、その内容の充実を図ることが本筋である。司法との協力が必要であるにしても、まず精神医学の側が独自の視点を示して取り組むべきであり、本稿の問題提起がその一助となれば幸いである。

文 献

- 1) 青柳 勤：裁判員制度と精神鑑定のあり方。司法精神医学, 4; 72-76, 2009
- 2) 稗田雅洋：裁判員制度と責任能力—問題提起と裁判所の取組み—。法と精神医療学会大会, 2008
- 3) 加藤久雄：触法精神障害者と検察官の訴追裁量権—心神喪失者等医療観察法における検察官の役割を中心として—。ジュリスト増刊, 精神医療と心神喪失者等医療観察法 (町野朔編)。有斐閣, 東京, p.127-136, 2004
- 4) 岡田雄一：裁判員制度における精神鑑定。日本司法精神医学会大会, 2009
- 5) 最高裁司法研修所：裁判員裁判の研究報告要旨。
<http://www.47news.jp/CN/200811/CN2008111101001102.html>
- 6) 高嶋智光：裁判員制度と精神鑑定。司法精神医学, 4: 77-87, 2009